

三重県公報

第9062号

昭和37年10月23日

火 曜 日

目 次

告 示

- 国民健康保険法による国民健康保険療養取扱機関 (保 險 課) 1
- 国民健康保険法による国民健康保険療養取扱機関 (県外) (同) 2
- 国民健康保険法による国民健康保険医及び保険薬剤師登録 (同) 3
- 健康保険法による保険医療機関指定 (同) 4
- 三重県看護職員養成施設運営補助金交付要綱 (医 務 課) 4
- 結核予防法による医療機関指定 (予 防 課) 9
- 三重県肉畜団地造成補助金交付要綱 (畜 産 課) 10
- 土地改良区の設立認可 (耕 地 課) 14

庁中事項

- 叙任及び辞令 (人 事 課) 14

告 示

●三重県告示第658号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により、療養取扱機関としての申出を受理したものは、次のとおりである。

昭和37年10月23日

三重県知事 田 中 覚

病院若しくは診療所又は薬局の名称	所 在 地	申出受理年月日
岩崎齒科上野分院	安芸郡河芸町上野150の1	昭和37.3.5
田曾診療所	度会郡南勢町田曾浦4030	37.8.16
三木里診療所	尾鷲市三木里493	"
今徳診療所	安芸郡安濃村今徳1,109	37.8.24
近藤内科	桑名市深谷町下深谷4,088	"
中沢内科	鈴鹿市北長太町2,785	"

富川病院	度会郡小俣町7,836	"
尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町大字栗須96の3	"
浜瀬歯科医院	松阪市大黒田西林1,765	"
坂井歯科	四日市市浜田1,434の1 諏訪百貨店内	"

●三重県告示第659号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第5項の規定による申出のあつたものは、次のとおりである。

昭和37年10月23日

三重県知事 田 中 覚

病院若しくは診療所又は薬局の名称	所在地	申出受理年月日	他の都道府県の名称
宇田川医院	桑名市下深谷町657の1	昭和37.8.3	東京都
水谷医院	員弁郡員弁町笠田新田543	37.9.11	"
田中歯科医院	" 員弁町石仏	37.1.23	全国
須藤医院	四日市市山田町2170	37.8.3	東京都
山本医院	" 上新田2653の1	37.8.13	"
西阿倉川夜間診療所	" 西阿倉川1532 平野竜太郎方	37.8.9	"
水谷耳鼻咽喉科医院	" 浜田1463の116	37.2.5	全
大久保歯科医院	" 浜田橋南町1152の1	37.8.25	東京都
矢田歯科医院	四日市市沖之島町1,883	37.8.3	全国
高橋歯科医院	" 川原町239番地	"	東京都
深水歯科医院	" 東富田567	"	愛知県
橋本内科小児科医院	鈴鹿市平田町字堤下849の16	"	東京都
川北医院	津市一身田町657番地	37.8.16	"
永井病院	" 大字古河300番地	37.8.25	全国
医療法人同心会 遠山病院	" 大字古河172の3	37.9.6	"
由井医院	一志郡一志町井生1901	37.8.11	東京都
岩崎耳鼻咽喉科	松阪市中町1937	37.7.26	全
恩賜財団済生会松阪病院	松阪市朝日町408	37.8.6	"
池田耳鼻咽喉科	伊勢市浦口町808	37.8.6	東京都
加藤耳鼻咽喉科	" 河崎町94	37.7.16	大阪府

中条眼科	" 岩淵町358	37.8.7	東京都
上野市国民健康保険市民病院	上野市丸ノ内158番地の1	37.8.3	大阪府
横田歯科医院	上野市魚町2889の2	37.7.5	全国
城 医院	名賀郡青山町別府162	37.8.3	東京都
大石内科医院	熊野市木本町766	37.8.14	"

●三重県告示第660号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条第1項の規定により、次の者を国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

昭和37年10月23日

三重県知事 田 中 覚

登録記号番号	氏 名	登録年月日
三国医3431	森本 良价	昭和37.8.23
三国薬 485	森 敏明	37.8.24
三国薬 486	奥村 敏	"
三国薬 487	山岡 信子	"

●三重県告示第661号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条第3項の規定により、次の者を国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

昭和37年10月23日

三重県知事 田 中 覚

登録記号番号	氏 名	登録年月日
三国医 966	日根野 暁	昭和37.7.12
三国医2573	平野 直	"
三国医2574	稲地 聖一	"
三国医 857	田中 稚文	"
三国医 148	竹内 忠孝	37.7.13
三国医 149	荒川 博司	"
三国医 75	小浦堅一郎	37.7.7

三国歯 662	松井 俊憲	37.6.13
三国歯 567	細川 浩成	37.6.23
三国歯 397	川村 信一	37.7.10
三国歯 398	勝田 英和	37.7.19
三国業 278	分部順之亮	37.6.9
三国業 455	竹内 澄子	"

●三重県告示第662号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ3の規定により、次を保険医療機関として指定した。

昭和37年10月23日

三重県知事 田 中 覚

診療所の名称	所在地	指定年月日	診療報酬 点数表選 択の別
中山医院	四日市市塩浜磯津町3107	昭和37年9月23日	乙
産婦人科市川医院	四日市市浜田1310	"	乙
町井医院	一志郡久居町榊原5035	昭和37年10月1日	乙
西田医院	阿山郡伊賀町柘植2699	昭和37年9月23日	乙
大台厚生病院柏崎診療所	度会郡紀勢町崎桑通り4467	"	乙
進士歯科医院	四日市市内部泉町	"	一
小菅医院	桑名市馬道2丁目795	昭和37年8月28日	乙
重盛医院	四日市市前田町南部	昭和37年9月6日	乙
中野歯科医院	桑名市深谷町駅西前	昭和37年8月1日	一
酒井医院	尾鷲市曾根町182	昭和37年9月21日	乙

●三重県告示第663号

三重県看護職員養成施設運営補助金交付要綱を次のように定める。

昭和37年10月23日

三重県知事 田 中 覚

三重県看護職員養成施設運営補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は看護職員の確保をはかるため公共的性格を有する看護職員養成施設に対し、その運営に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては三重県補助金等交付規則（昭和37

年三重県規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほかこの要綱の定めるところによる。

（交付の対象及び補助額）

第2条 前条に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

看護職員養成施設の拡充及び教材の充足にあてられる経費
一施設10万円以内

（交付申請書の添付書類）

第3条 規則第3条の規定による補助金交付申請書に添付すべき書類は次の表のとおりとする。

申請書に添付すべき書類	様式	部数	提出期限
施設拡充事業計画書	第1号様式	1	別に定める期日
教材充足事業計画	第2号様式	1	
収支予算書	第3号様式	1	

（交付条件）

第4条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 補助事業等を中止し又は廃止する場合においては知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業等の遂行が困難となつた場合においてはすみやかに知事に報告し、その指示を受けること。

（軽微な変更）

第5条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業費の10%以上の変更をすること。

（申請の取下げ期日）

第6条 規則第7条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金交付の決定の通知を受けた日から起算して15日とする。

（変更の承認）

第7条 第4条第1号及び第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする

場合には、補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）にその内容及び理由を記載した書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告書の添付書類）

第8条 規則第10条の規定による状況報告書に添付すべき書類は、次の表のとおりとする。

提出すべき報告書の名称	報告書に添付すべき書類	様式	提出部数	提出期限
施設拡充状況報告書	事業遂行状況調査	第5号様式	1	当該年度の12月末現在において作成し1月31日まで
教材充足状況報告書	事業遂行状況調査	第6号様式	1	同上

（実績報告書の添付書類）

第9条 規則第12条の規定による実績報告書に添付すべき書類は次の表のとおりとする。

提出すべき報告書の名称	報告書に添付すべき書類	様式	提出部数	提出期限
施設拡充実績報告書	施設拡充事業成績書	第1号様式	1	完了後10日以内
	収支決算書	第3号様式	1	
教材充足実績報告書	教材充足事業成績書	第2号様式	1	
	収支決算書	第3号様式	1	

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和37年度分の補助金から適用する。

第1号様式

昭和 年度看護職員養成施設拡充事業計画（成績）書

施行主体名	種 類	工 事 費			工事完了 (予定) 月 日	備 考
		計	内 補 助 金	内 費 用 者 金		

注 用紙はB5とする。

第2号様式

昭和 年度看護職員養成施設教材充足事業計画（成績）書

教 材 名	数 量	単 価	購入金額	購入(予定) 年 月 日	備 考
		円	円		
合 計			円		

注 用紙はB5とする。

第3号様式

収支予算（決算）書

(1) 収 入

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較		摘 要
			増	減	

(2) 支 出

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較		摘 要
			増	減	

注 用紙はB5とする。

三菱化成四日市工場診療所	四日市市東邦町	37.7.4
中沢内科	鈴鹿市北長太町	37.8.22
岩名整形外科	津市大字藤方字南八木田1166の1	37.7.14
日本硝子繊維株式会社診療所	津市高茶屋	37.8.9
富川病院	度会郡小俣町7836	37.8.27
田曾診療所	度会郡南勢町田曾浦4030	37.8.27
酒井医院	尾鷲市曾根町	37.7.11
三木里診療所	尾鷲市三木里493	37.9.1
尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町大字栗須96の3	37.9.4

●三重県告示第665号

三重県肉畜団地造成事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和37年10月23日

三重県知事 田 中 覚

三重県肉畜団地造成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、肉畜多頭飼育者を集团的に育成し、肉畜団地を造成するため、市町村が行なう肉畜団地造成事業の肉用素畜導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率は、次表のとおりとする。

肉用素畜の種類	1団地あたり 事業量	標準預託期間	購入標準単価	補助率
牛	頭 100	12箇月	円 40,000	% 3
	100	6箇月	80,000	1.5
豚	1,000	6箇月	4,000	1.5

(交付申請書の添付書類)

第3条 規則第3条の規定による補助金交付申請書に添付すべき書類及び提出期限は、次表のとおりとする。

申請書に添付すべき書類	様式	部数	提出期限
事業計画書	第1号様式	各2部	毎年10月30日
収支予算書	第2号様式		

(交付条件)

第4条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助事業に要する経費の使用方法に関し、条件を遵守すること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体又は実施主体を変更すること。
- (2) 畜種を変更すること。
- (3) 1団地あたりの事業費の2割以上の変更をすること。

(変更承認申請)

第6条 第4条第1号及び第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、次表に定める変更（中止・廃止）承認申請書に、その内容及び理由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

提出する書類	様式	部数	提出期限
変更（中止・廃止）承認申請書	第3号様式	2部	事業完了前の2箇月前まで

(状況報告書の添付書類)

第7条 規則第10条の規定による状況報告書に添付すべき書類並びに提出期限は次表のとおりとする。

状況報告書に添付すべき書類	様式	部数	提出期限
事業遂行状況調査書	第4号様式	2部	補助金交付決定に係る年度の11月30日現在において作成し、その翌月の10日まで

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次表のとおりとする。

実績報告書に添付すべき書類	様式	部数	提出期限
事業成績書	第1号様式	各2部	補助事業の完了の日から30日以内
収支精算書	第2号様式		

(書類の経由)

第9条 規則又はこの要綱により提出する書類は、すべて所管の県事務所又は農業事務所を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和37年度分の補助金について適用する。

第1号様式

事業計画書(事業成績書)

- 事業の目的
- 事業の概要
- 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容(事業内容実績)

事業実施農協名	同所在地名 郡市町村	家畜の 購買地 種類	預託期間別頭数		1頭当り予定 購入価額		購入予定 年月日	販売予定 年月日	備考
			総数	12箇月 のもの	6箇月 のもの	12箇月 のもの	6箇月 のもの		

注 実績報告の場合は予定購入価格を購入価格、購入予定年月日を購入年月日とする。

(2) 経費の配分計画(経費の配分実績)

事業実施農協名	家畜の種類	経 費 の 配 分								融資機関名	備考
		購入費及び利子				購入費及び利子の内訳					
		総額	12箇月	6箇月	利子	県補助金	市町村費	自己資金又は借入金	その他		
			のもの	のもの							

4 家畜購入予定(完了)年月日

5 市場開設者の購買家畜の代金受領書(仕切書)の写又は販売者との売買契約書(実績報告のときのみ。)

第2号様式

収支予算書(収支精算書)

収入の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	差 引 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
組合自己資金					
組合系統機関資金					

支出の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	差 引 増 減		備 考
			増	減	
肉用素畜購入費	円	円	円	円	

第3号様式

昭和 年度肉畜団地造成事業計画変更(中止・廃止)
承認申請書

番 号
年 月 日

三重県知事

殿

市町村名

市町村長

印

昭和 年 月 日付畜第 号により補助金の交付決定の通知があつた肉畜団地造成事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業を変更(中止・廃止)したいので、承認されたく、関係書類を添えて申請する。
注 上記の「関係書類」は、補助事業の内容及び経費の配分について、変更部分を容易に比較対照できるよう両者を二段書にしたものであること。

同	西地茂樹
津地方連絡室勤務を命ずる	
振興係長を命ずる	
同	前田正夫
松阪地方連絡室勤務を命ずる	
総務係長を命ずる	
同	吉川成郎
伊勢地方連絡室勤務を命ずる	
総務係長を命ずる	
同	中川新
上野地方連絡室勤務を命ずる	
振興係長を命ずる	
同	山口三郎
四日市県税事務所徴収課長を命ずる	
同	百々好雄
四日市県税事務所間税課長を命ずる	
同	豊田 恣
鈴鹿県税事務所課税課長を命ずる	
同	越山鉄之助
津県税事務所徴収課長を命ずる	
同	神田吉男
津県税事務所直税課長を命ずる	
同	諸戸貞男
津県税事務所間税課長を命ずる	
同	家城光雄
松阪県税事務所課税課長を命ずる	
同	津矢田健三
伊勢県税事務所徴収課長を命ずる	
同	太田 薫
伊勢県税事務所直税課長を命ずる	
同	中里正生
伊勢県税事務所間税課長を命ずる	
同	大中一夫
上野県税事務所課税課長を命ずる	
同	竹内竜一
同	奥藤捨三郎

同	西久保芳彦
総務部地方課付を命ずる	
同	茂利昌一
民生部厚生課勤務を命ずる	
経理係長を命ずる	
同	中村三郎
民生部厚生課勤務を命ずる	
医療係長を命ずる	
同	細川正春
民生部厚生課勤務を命ずる	
看護係長を命ずる	
同	古泉秀賢
民生部厚生課付を命ずる	
同	沢井貞信
中勢福祉事務所援護課長を命ずる	
同	吉田邦雄
飯南多気福祉事務所援護課長を命ずる	
同	滝鼻欣二
南勢志摩福祉事務所援護課長を命ずる	
同	服部 章
伊賀福祉事務所援護課長を命ずる	
三重県公立学校事務職員	上島利光
三重県事務吏員に任命する	
身体障害者更生指導所勤務を命ずる	
庶務係長を命ずる	
三重県事務吏員	久世道也
精神薄弱者更生相談所勤務を命ずる	
判定指導係長を命ずる	
同	樋口太郎
中央児童相談所保護課長を命ずる	
三重県公立学校事務職員	吉田高春
三重県事務吏員に任命する	
衛生部医務課勤務を命ずる	
衛生教育係長を命ずる	
三重県事務吏員	大幡広雄
防疫係長を命ずる	

衛生部食品衛生課勤務を命ずる 食品衛生係長を命ずる	三重県技術吏員	朝 熊 俊 文
四日市保健所保健予防課長を命ずる	三重県事務吏員	小石川 保次郎
四日市保健所衛生課長を命ずる	三重県技術吏員	小 林 国 満
亀山保健所保健予防課長を命ずる	同	富 永 竜 司
松阪保健所保健予防課長を命ずる	三重県事務吏員	加 藤 芳 一
松阪保健所衛生課長を命ずる	三重県技術吏員	坂 林 忍
上野保健所普及課長を命ずる	三重県事務吏員	加 藤 三 男
熊野保健所衛生課長を命ずる	三重県技術吏員	須 田 秀 司
県立高茶屋病院勤務を命ずる 医事係長を命ずる	三重県事務吏員	萩 野 正 美
衛生部食品衛生課付を命ずる 四日市保健所駐勤を命ずる	三重県技術吏員	後 藤 敏 郎
衛生部予防課付を命ずる	三重県事務吏員	磯 部 平太郎
衛生部医務課付を命ずる	同	三 浦 親 徳
商工労働部商工振興課勤務を命ずる 商業係長を命ずる	同	井 上 貞 己
団体係長を命ずる	三重県技術吏員	田 川 静 男
三重県事務吏員に任命する 商工労働部職業訓練課勤務を命ずる 指導係長を命ずる	三重県公立学校事務職員	松 本 邦 雄

商工労働部職業訓練課勤務を命ずる 技能検定係長を命ずる	三重県事務吏員	岩 間 博
大阪事務所中央市場出張所長を命ずる	三重県技術吏員	川 口 善 一
工業試験場総務課長を命ずる	三重県事務吏員	門 脇 俊 三
四日市職業訓練所長を命ずる	同	奥 山 歳 一
伊勢職業訓練所長を命ずる	同	吉 田 勇 吉
農林水産部農政課勤務を命ずる 金融係長を命ずる	三重県技術吏員	岡 本 義 雄
団体指導係長を命ずる	三重県事務吏員	新 谷 勝之助
検査係長を命ずる	同	片 岡 弘 之
三重県技術吏員兼三重県事務吏員 農林水産部農政課勤務を命ずる 農業共済係長を命ずる	坂 口 弘 寛	
三重県事務吏員 農林水産部農政課勤務を命ずる 食糧係長を命ずる	宮 崎 紀久夫	
三重県技術吏員 農林水産部農林計画課勤務を命ずる 調査係長を命ずる	服 部 鋼 一	
同 経営係長を命ずる	同	武 川 鴻四郎
三重県技術吏員兼三重県事務吏員 農林水産部農林計画課勤務を命ずる 農地係長を命ずる	川 上 鏡 二	
三重県事務吏員 農林水産部農業改良課勤務を命ずる 組織管理係長を命ずる	服 部 穂	
三重県技術吏員	西 川 光 生	

農林水産部農業改良課勤務を命ずる

普及係長を命ずる

同

鈴木 治 徳

青少年生活係長を命ずる

同

川 合 弘

農林水産部蚕糸農産課勤務を命ずる

繭糸係長を命ずる

同

竹 内 順七郎

蚕業係長を命ずる

同

森 川 国 信

農林水産部蚕糸農産課勤務を命ずる

改良係長を命ずる

同

村 上 周 行

農林水産部蚕糸農産課勤務を命ずる

資材防疫係長を命ずる

同

富 内 正 三

農林水産部蚕糸農産課勤務を命ずる

園芸係長を命ずる

同

中 西 勘 六

農林水産部畜産課勤務を命ずる

企画経営係長を命ずる

同

多 賀 澁

農林水産部開発拓植課勤務を命ずる

用地係長を命ずる

三重県事務吏員

堀 口 一 雄

農林水産部開発拓植課勤務を命ずる

入植営農係長を命ずる

三重県技術吏員

迎 寿 夫

林業経営係長を命ずる

同

筒 井 順 一

林産県有林係長を命ずる

同

淵 田 利 久

農林水産部林務課付を命ずる

同

畠 中 政 行

調整取締係長を命ずる

同

中 島 次 郎

組合係長を命ずる

同

大 川 善 市

振興係長を命ずる

同

山 上 操

生産係長を命ずる

同

川 端 正 夫

漁船係長を命ずる

同

宮 本 昌 明

漁港係長を命ずる

同

上 本 勝 司

林業技術普及センター開設準備室に兼ねて勤務を命ずる

企画係長を命ずる

三重県事務吏員

打 田 重 雄

農林水産部開発拓植課付を命ずる

三重県技術吏員兼三重県事務吏員

広 益 吉

農林水産部畜産課付を命ずる

三重県事務吏員

三 田 有 年

農林水産部農業改良課付を命ずる

三重県技術吏員

下 井 太刀雄

同

岩 本 菊 蔵

試験研究機関整備調査室に兼ねて勤務を命ずる

主査を命ずる

志摩度会海区漁業調整委員会書記

世 古 貞 雄

三重県事務吏員に任命する

試験研究機関整備調査室勤務を命ずる

主査を命ずる

三重県技術吏員

吉 村 正 直

試験研究機関整備調査室勤務を命ずる

主査を命ずる

三重県事務吏員

井ノ口 浜次郎

協同組合講習所長を命ずる

三重県技術吏員

伊 藤 忠 男

四日市農業事務所農畜産課長を命ずる

同

田 中 奇 一

津農業事務所農畜産課長を命ずる

三重県事務吏員

山 口 行之助

松阪農業事務所農畜産課長を命ずる

三重県技術吏員 立 花 定 一

伊勢農業事務所農畜産課長を命ずる

同 松 田 三 郎

上野農業事務所農地開拓課長を命ずる

(長 島) 同 北 村 孟 司

(桑 名) 同 広 田 馨 太

(南員弁) 同 伊 藤 茂 太

(松 阪) 同 近 藤 勇 平

(相 可) 同 中 村 良 平

(田 丸) 同 青 山 光 一

(上 野) 同 橋 居 忠 志

(阿 山) 同 西 岡 喜 郎

(名 賀) 同 中 尾 喜 郎

(各頭書) 農業改良普及所長を命ずる

同 田 中 清 信

南島農業改良普及所長を命ずる

五ヶ所湾農業改良普及所長兼務を命ずる

三重県事務吏員 西 川 正 武

農業経営研修所勤務を命ずる

庶務係長を命ずる

三重県技術吏員 服 部 捨 男

農水産物名古屋販売所所長を命ずる

同 武 藤 博

四日市蚕業指導所長を命ずる

同 川 北 太 郎

亀山蚕業指導所長を命ずる

同 八 島 信 義

津蚕業指導所長を命ずる

同 森 岡 三 武

伊勢蚕業指導所長を命ずる

同 高 木 幸 敏

蚕業試験場勤務を命ずる

養蚕係長を命ずる

三重県技術吏員兼三重県事務吏員 佐 脇 洋 二

繭検定所勤務を命ずる

現業係長を命ずる

三重県技術吏員 吉 野 英 男

鈴鹿市家畜保健衛生所長を命ずる

同 山 川 晃

紀南家畜保健衛生所長を命ずる

三重県事務吏員 中 条 卓

畜産試験場勤務を命ずる

庶務係長を命ずる

(津林業事務所)

三重県技術吏員 松 島 長 生

(尾鷲林業事務所)

同 土 井 武 美

(熊野林業事務所)

三重県技術吏員 大久保 純 雄

兼三重県事務吏員

(各頭書) 業務課長を命ずる

三重県技術吏員 尾 崎 彪 夫

水産試験場勤務を命ずる

漁撈係長を命ずる

同 長 井 優 之

水産試験場伊勢湾分場長を命ずる

同 河 村 高 知

水産試験場伊勢湾分場勤務を命ずる

沿岸漁業係長を命ずる

三重県事務吏員 倉 田 一 男

課長補佐を命ずる

三重県技術吏員 池 村 憲 夫

土木部監理課勤務を命ずる

土木主査を命ずる

土木部道路課に兼ねて勤務を命ずる

同 園 田 安 方

土木部監理課勤務を命ずる

土木主査を命ずる

土木部河川課に兼ねて勤務を命ずる

三重県事務吏員 市 川 清 七

土木部道路課勤務を命ずる

管理係長を命ずる

三重県技術吏員 林 才 太郎

土木部道路課勤務を命ずる

補修係長を命ずる

三重県事務吏員 佐野 昌男

区画整理係長を命ずる

三重県技術吏員 伊藤 寛一郎

桑名土木事務所北勢出張所長を命ずる

同 吉田 繁太郎

四日市土木事務所工務課長を命ずる

同 松岡 善幸

四日市土木事務所菰野出張所長を命ずる

同 大橋 真三

津土木事務所工務課長を命ずる

同 奥山 芳雄

久居土木事務所美杉出張所長を命ずる

同 脇田 善彦

松阪土木事務所工務課長を命ずる

同 鴻池 一郎

上野土木事務所木津川上流出張所長を命ずる

同 内山 康平

志摩土木事務所工務課長を命ずる

同 西山 義典

尾鷲土木事務所輪内出張所長を命ずる

同 村田 修

熊野土木事務所紀和出張所長を命ずる

同 石倉 柳三

南勢河川改修事務所五十鈴川出張所長を命ずる

三重県事務吏員 中村 光夫

四日市都市計画復興事務所庶務課長を命ずる

同 泉 竹四郎

土木部監理課付を命ずる

●正 誤

(農林水産部開発拓植課)

昭和37年9月28日 三重県公報第9055号7頁三重県告示第616号(農地法による土地
計画)中地区名高茶屋の増反者欄中予定売渡口数「78口」とあるは「85口」の、予定売渡
面積「29反801」とあるは「27反727」の誤り。

毎週火・金曜日発行

購読料 1箇月 210円
6箇月 1,250円
1箇年 2,500円

昭和37年10月23日印刷発行
津市栄町1丁目(電代86111)
三重県庁
印刷 三重県印刷所